

委 託 仕 様 書

業務名 : 芳賀佐山浄化センターほか植栽管理業務委託
履行場所 : 岡山市北区芳賀5101番地ほか
履行期間 : 契約締結日から令和7年3月21日まで

第1章 総 則

第1節 一般事項

(目 的)

第1条 本仕様書は、上記業務委託の基本的内容について定める。受託者は現場説明書、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）に基づいて本市関係職員（以下「監督員」という。）の指示に従って誠実に履行すること。

なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令・条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で履行すること。

(提出書類)

第2条 受託者は、本業務について次の関係書類を提出すること。

- | | |
|----------------------------|----|
| 1 業務責任者及び主任技術者届 | 1部 |
| 2 工程表（委託作業表） | 1部 |
| 3 委託業務着手届 | 1部 |
| 4 下請負通知書及び施工体制台帳（下請けがある場合） | 1部 |
| 5 委託写真帳（A4カラー・工程毎） | 1部 |
| 6 委託業務完了通知書 | 1部 |
| 7 その他監督員の指示する書類 | 1式 |

(業務責任者)

第3条 業務責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営、取締り等を行うほか、契約に基づく乙の一切の権限（委託料額の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。）を行使することができる。

(条件変更等)

第4条 現場説明書、本仕様書及び図面に明示のない場合又は疑いを生じた場合等は、直ちに監督員に通知しなければならない。

(官公署その他への手続き)

第5条 この業務履行に必要な届出、手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受託者がこれを代行する。

これらに要する費用は、特別に本市が指示・指定したもの以外はすべて受託者の負担とする。

(災害防止等)

第6条 本業務の履行に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、履行中第三者に危害等を与えた場合は、受託者の責務において誠意をもって解決すること。

また、業務履行にあたり、監督員と事前に打ち合わせ等を行い、機場の運転管理に支障が生じないよう努めること。

(臨機の処置)

第7条 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった措置の内容は遅滞なく監督員に報告すること。また、本業務履行中において対象の機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は調整・修理を行うこと。

(業務用電力等)

第8条 業務履行に必要な電力・用水は、原則として本市が支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

(有資格作業)

第9条 受託者は本業務履行に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受託者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。

なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し監督員の承認を得ること。

(弁済復旧)

第10条 本業務履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

(整理整頓)

第11条 受託者は、本業務の履行期間中及び業務完了に際して、監督員の指示に従い履行場所全般の整理・整頓・後片付け及び清掃を行うこと。

(別契約の関連作業)

第12条 別契約の関連作業〔工事、修繕、委託等〕については、当該関係者と協力し、履行場所の運転管理を含め、全体の円滑な進捗を図ること。

(使用工具等)

第13条 本業務に使用する工具及び機器類は、受託者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。

ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は貸し出すものとする。受託者は、専用工具等の貸し出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意しなければならない。

(使用材料)

第14条 本業務に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものであり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等もしくは同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品・部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。また、J I S等、各種法規・規格に制定されているものについては、これに準拠しなければならない。

設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、受託者が交換すること。

受託者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

(発生材の処理)

第15条 発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、清掃を行い指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。

2 発生材のうち、特記により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再生資源化処理施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。

3 1及び2以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い、適切に処理し監督員に報告すること。なお、特別管理産業廃棄物のある場合は、特記による。

(検査)

第16条 本業務の履行期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け、承諾を得た後に次の工程に移行すること。また、本業務完了後、受託者は、本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。受託者は、検査員の検査に合格しない場合、遅滞なく補修又は改造をして再検査を受けなければならない。

第2章 特記事項

第1節 概要

(業務概要)

第1条 本業務は、芳賀佐山浄化センターほかの樹木のせん定及び伐採等をおこない、環境整備に努めるものである。

(業務内容)

第2条 本業務の内容は下記のとおりとする。

| | | | |
|---|--------------------|----|------------------|
| 1 | 芳賀佐山浄化センター樹木せん定 | 1式 | 岡山市北区芳賀5101番地 |
| 2 | 旭西排水センター樹木伐採 | 1式 | 岡山市北区七日市西町6番10号 |
| 3 | 天瀬ポンプ場樹木せん定及び伐採 | 1式 | 岡山市北区京橋南町1番10号 |
| 4 | 芳賀佐山第1ポンプ場樹木剪定 | 1式 | 岡山市北区芳賀5116番地104 |
| 5 | 芳賀佐山第2ポンプ場樹木剪定及び伐採 | 1式 | 岡山市北区芳賀5111番地11 |
| 6 | 錦ポンプ場樹木せん定 | 1式 | 岡山市南区藤田字錦2356番地1 |
| 7 | 平田ポンプ場樹木せん定 | 1式 | 岡山市南区米倉151番地2 |
| 8 | 古新田ポンプ場樹木剪定及び伐採 | 1式 | 岡山市南区古新田990番地1 |
| 9 | 浦安ポンプ場樹木せん定 | 1式 | 岡山市南区築港栄町10番地15 |

第2節 施工

(工程)

第3条 本業務履行に際し、施設運用の支障にならないよう作業工程・手順の調整を行うこと。詳細については事前に本市監督員と協議しその指示に従うこと。

(資格)

第4条 受託者は、以下の資格を有するものから主任技術者を選任し、監督員に通知しなければならない。なお、主任技術者は、技術上の管理及びその他の管理を行うこと。

造園技能士1・2・3級（職業能力開発促進法）

造園施工管理技士1・2級（建設業法）

(せん定)

第5条 敷地境界の離隔、安全性などの確保のため、以下を原則とする。

- 1 官民境界沿いの樹木については、民地に越境しない様に官民境界から1m以上離して剪定すること。電線等についても同様とすること。
- 2 公道沿いの樹木については敷地境界から0.5m以上離して剪定(又は強剪定)すること。
- 3 交通への視覚障害(視距、標識の視認)、死角の要因となる枝葉は除去又は、剪定をおこない見通しを確保すること。
- 4 高木・中木についての剪定は、病虫害対策から地際から1.2m以下の下枝を切り戻すこと。

(処理施設)

第6条 発生材については、一般廃棄物処理施設(中間処理施設も含む)の受入れ条件に従って搬出すること。また、岡山市所有処理施設に草木は持ち込まないこと。

※処分時の計量がわかる「伝票」を提出すること。

本委託業務から発生する樹木剪定枝及び伐採木は、下記処理施設のとおり見込んでいる。ただし、これについては積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、受注者の責によらない場合についてはこの限りではない。

処理施設 タマタイ産業(株) 岡山市北区御津下田地内

| | |
|------------|--------|
| 片道運搬距離 | |
| 芳賀佐山浄化センター | 16.5km |
| 旭西排水センター | 25.3km |
| 天瀬ポンプ場 | 23.4km |
| 芳賀佐山第1ポンプ場 | 18.1km |
| 芳賀佐山第2ポンプ場 | 17.3km |
| 錦ポンプ場 | 30.4km |
| 平田ポンプ場 | 24.8km |
| 古新田ポンプ場 | 25.8km |
| 浦安ポンプ場 | 30.6km |

- 2 処理施設を指定しないため自社処分を認めるものとする。その場合は、事前に処分場所方法等を記載した概要書を提出し監督員の承諾を得てから処分すること。
- 3 現場において予定していた発生材に変更があった場合、速やかに監督員と協議すること。

(交通誘導警備員)

第7条 交通誘導警備員を下記のとおり見込んでいる。なお、配置場所等については、監督員と協議すること。

| | |
|---------------------|------|
| 天瀬ポンプ場 | |
| 交通誘導警備員B (昼間交替要員無し) | 0.5人 |
| 芳賀佐山第2ポンプ場 | |
| 交通誘導警備員B (昼間交替要員無し) | 2人 |
| 警備日報等の伝票の写しを提出すること。 | |

(高所作業車)

第8条 高木せん定における高所作業車の費用は含まれているものとする。これについては積算上の条件明示であり使用の有無は問わないものとし設計変更の対象としない。